

日本医学放射線学会 教育委員会規程

(設置)

第1条 日本医学放射線学会に教育委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は放射線医学の卒前、卒後並びに生涯教育に関わる活動を行い、我が国の放射線診療の質とレベルの向上を目的とする。

(業務)

第3条 委員会は放射線医学教育に関する次の業務を行う。

- (1) 卒前教育に関すること
- (2) 卒後教育に関すること
- (3) 生涯教育に関すること
- (4) 日本医学放射線学会が主催する学会、研究会の教育プログラムに関すること
- (5) その他の放射線医学教育に関すること

(構成)

第4条 委員会は次の各項の委員をもって組織する。

- (1) 理事会において理事より選出された委員長（担当理事）
- (2) 各地方会より1名ずつ選出された委員。原則として代議員から選出する。
- (3) 医学物理部学会と生物部会から選出された委員各1名
- (4) 専門医認定委員会委員より選出された若干名の委員
- (5) 委員長が必要と認めた場合は若干名の委員を指名することができる。
- (6) 副委員長は委員の中から委員長が指名する。

(委員候補者)

第5条 委員会は、前条の構成に適合する委員候補者（担当理事を除く）を理事会に推薦する。

附則

この規程は、平成2年8月3日から施行する。

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。